

写真の標識があります。設置場所は、市道寺田縄16号(寺田縄の自治会館から西方向、花菜ガーデンへの道)と市道入野・岡崎線(金田小学校前を通り北方向の岡崎地区への通称農免道路)が交わる十字路の北東角の電柱に取り付けてあります。

狩猟の資格をお持ちの方はすぐ判明すると思いますが、一般の方々にはなじみの薄い標識だと思います。

赤いプレートの標識には「神奈川県」「銃猟禁止区域」と白線の下に英語表記がされています。

現在は「特定猟具使用禁止区域」と名称変更されていますが、標識は従来通りです。



神奈川県は、「第11次神奈川県鳥獣保護事業計画書」を平成24年度に作成しました。そこには、野生の鳥獣を保護する目的で「豊かな自然環境を守り、次世代に残していくために、鳥獣の生息地となっている森林や水辺を保全し、不適切な捕獲や採取を規制する」と記されています。

目的達成のために、「鳥獣保護区」が102区、「特定猟具使用禁止区域(銃器)」が74区域設けられています。

寺田縄地区は、「特定猟具使用禁止区域」のNo.64「平塚北部」に含まれています。この区域内では「空気銃」、「装薬銃」などの銃器を使うことが禁止されています。

「神奈川県 鳥獣保護区等位置図」（平成25年10月）の金田地区に関する地図です。



- 三角形・64は、「平塚北部」を意味する番号です。
- 「寺田縄」の文字に掛る「青色」の範囲が、「特定猟具使用禁止区域」を表します。広さは534.4haが指定されています。
- 「オレンジ」色の範囲は区域外を示します。
- 初めに紹介した「赤い表示」の地点は、地図上の「寺田縄」と記された文字の「田」の所に設置されています。

（参考 No.47 は、金目川特定猟具使用禁止区域 110.0ha。

南はNo.36、平塚大磯特定猟具使用禁止区域 5,854.3ha という広大な面積です）